

入院案内



病院理念

地域住民から信頼される医療

基本方針

1. 患者さんの権利と意思を尊重し、患者本位の医療を提供します。
2. 地域中核病院として、救急医療、高度専門医療の充実に努めます。
3. 地域の医療・介護・保健機関と密接な連携を行います。
4. 次世代の医療従事者の教育・研修に貢献します。

目 次

入院申込書・誓約書	1
入院歴申告書	2
病室表示・面会案内申し出書	3
入院手続き	4
入院費窓口支払い軽減制度「限度額適用認定証」について	5
入院時に持参していただくもの	7
入院中のお薬・他医療機関受診について	7
貴重品・病衣・アメニティセット・病室・駐車場について.....	8
患者さん・ご家族の医療参加へのご協力をお願い	9
入院生活について	9
転倒・転落事故防止についてお願い	11
消灯時間・食事・面会について	12
入院費の支払について	13
回復期リハビリテーション病棟のご案内	14
地域包括ケア病棟のご案内	15
患者支援センター、緩和ケアセンター・がん相談支援センターについて	16
医療福祉・医療安全相談用紙	18
患者の権利と責務について	19
個人情報保護方針	20
院内施設配置図	22

入院歴申告書

私（患者名）_____の今回入院する前、過去3ヶ月以内の入院歴について申告いたします。

今回入院する前、過去3ヶ月以内の入院が ☐有 ☐無

(有の場合は下記記入)



1. 入院していた病院 (医療機関名)	☐ 公立藤岡総合病院
	☐ 上記以外（下の①～③をご記入ください。） ①医療機関名 _____ ②住 所 _____ ③電 話 番 号 _____
2. 入 院 期 間	(1) 入院日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	退院日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	(2) 入院日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	退院日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 傷 病 名	

(注意) 虚偽の申告等を行なった場合は、それによって発生する損失について、後日費用徴収が行なわれる可能性があります。

上記、記載内容に相違ありません。

公立藤岡総合病院 病院長 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

氏 名 _____

病室表示・面会案内申し出書

当院では、患者さんのプライバシーを尊重するという基本姿勢で診療しております。

病室表示・面会案内について、この用紙に記載のうえ申し出てください。

なお、本申し出書を提出されない場合は、病室の入口にお名前を表示する事、面会の方に病室をお知らせする事に同意しているものとして対応させていただきますのでご了承ください。

1. 病室の入口に患者さんのお名前を表示することを

☐ 希望する

☐ 希望しない

2. 救急入院受付で、面会の方に病室をお知らせすることを

☐ 希望する

☐ 希望しない

※いずれの場合も、電話による問い合わせにはお答えしません。

なお、やむを得ない事情により入院されている事のみをお伝えする場合がありますが、この場合、患者さんの申し出により病室の案内は、できない旨を申し添えます。

※「案内希望しない」の場合は、ご家族でもお知らせしません。

令和 年 月 日

患者氏名 _____

親族又は代理人署名 _____

続柄 ()

※変更する場合は、病棟スタッフステーションへお申し出ください。

入院手続き

入院当日、入退院支援室・入院棟 1 階救急入院受付にお越しください。

【入院手続きに必要なもの】

①診察券（※再発行は有料です。）

②保険証

医療受給者証（福祉医療受給者証、高齢受給者証、難病医療費等の公費受給者証等）
「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」（市町村民税非課税世帯等の低所得者の方）

③入院申込書・誓約書（記入し捺印したもの）

④入院歴申告書

◇保険証等の変更がありましたら速やかに受付に提示してください。

◇労災・交通事故等により入院される方は申し出てください。

※入院手続き後、病棟へご案内します。

※入院予定日の変更・体調等、不安な事がございましたらお問い合わせください。

（公立藤岡総合病院 0274-22-3311）



【入院棟 各種自動販売機】

〈入院用品（歯磨きセット、タオル、コップ、箱ティッシュ、口腔ケアスポンジ、オムツ等）〉

1 階エントランスモール

〈マスク〉

1 階エントランスモール・南 3 階病棟（HCU）・南 6 階病棟

〈飲料類〉

1 階エントランスモール・4・5・6 階デイルーム



入院費窓口支払い軽減制度「限度額適用認定証」について

◇70歳未満の方 「限度額適用認定証」

◇市町村民税非課税世帯等の低所得者の方 「限度額適用・標準負担額認定証」「認定証」を入院手続きの時（若しくは入院中）に提示していただくことにより、患者さんの暦月（月の1日～末日まで）の入院費の支払額は、高額療養費自己負担限度額までとなります。（個室利用料金、食事代等除く）

【一部負担金計算基準】

- ◆患者さんの暦月（月の1日から末日まで）・医療機関ごと
- ◆医科・歯科別、入院・外来別
- ◆個室使用料金、病衣代など保険のきかないものは計算対象外
- ◆入院時食事療養費に係る自己負担額は対象外

〔70歳未満〕

所得区分	自己負担限度額 ^{※1} （月額）	多数該当 ^{※3}
ア	252,600円＋（医療費 ^{※2} －842,000円）×1％	140,100円
イ	167,400円＋（医療費 ^{※2} －558,000円）×1％	93,000円
ウ	80,100円＋（医療費 ^{※2} －267,000円）×1％	44,400円
エ	57,600円	44,400円
オ	35,400円	24,600円

（2020年4月1日現在）

〔70歳以上〕 ※65歳以上で障害認定を受け後期高齢者医療制度に加入している方も対象

	対象者	適用区分	外来＋入院（世帯毎）	
			外来（個人毎）	
限度額適用認定証を申請	現役並み所得3割	Ⅲ課税所得 690万円以上の方	252,600円＋（医療費 ^{※2} －842,000円）×1％ 【多数該当 140,100円】	
		Ⅱ課税所得 380万円以上の方	167,400円＋（医療費 ^{※2} －558,000円）×1％ 【多数該当 93,000円】	
		Ⅰ課税所得 145万円以上の方	80,100円＋（医療費 ^{※2} －267,000円）×1％ 【多数該当 44,400円】	
	一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円 【多数該当 44,400円】
限度額適用・標準負担額認定証を申請	住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
		Ⅰ住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円

※1 自己負担限度額は所得により異なるため、保険者へご確認ください。

※2 上記の医療費＝納入通知書の「保険点数の診療費計に10円を掛けた金額」

※3 「多数該当」とは、直近12ヶ月に同世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の自己負担額。（同世帯：同一保険証内）

入院費窓口支払い軽減制度「限度額適用認定証」について

手続きの方法

①認定証の申請方法

自己申請となりますので、患者さんまたはご家族の方がご加入されている保険者に直接

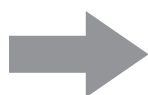
限度額適用認定証の申請をしていただく必要があります。

【保険者申請手続きお問い合わせ先】

国民健康保険

全国健康保険協会

健康保険組合



市役所、町村役場、国保組合

勤務先または全国健康保険協会の都道府県支部

勤務先または健康保険組合

注意 限度額適用認定証は、申請月からの適用となります。

入院後に手続きする場合は、必ず入院した月に申請を行っていただきますようお願いいたします。

②「限度額適用認定証」が交付されましたら

入院棟 1 階救急入院受付にご提示ください。

※「限度額適用認定証」に関して相談等がございましたら、受付または入院事務担当にお尋ねください。



【入院時に持参していただくもの】

- ・ コップ（割れにくい物）
- ・ 下着
- ・ タオル
- ・ ティッシュ
- ・ 洗面用具
- ・ 蓋付き義歯入れ（使用されている方）
- ・ 電気カミソリ
- ・ おむつ（必要な方：アメニティセットの申し込み又は、売店で購入可）
- ・ 洗濯物を入れる袋
- ・ 必要最小限の日用品（シャンプー・リンス・ボディソープ）
- ・ かかとが保護できる、すべりにくい履物（スリッパ、サンダル以外）
- ・ 現在服用されているお薬（内服薬・外用薬・点眼薬）
- ・ お薬手帳

※食事にはお箸、スプーン、コップが付きます。

※収納場所に限りがありますので、お荷物は最小限をお願いします。



◇お薬・お薬手帳について

- 現在、服用されているお薬（内服薬・外用薬・点眼薬）がありましたら、入院時にお薬手帳と一緒に全てご持参くださいますようお願いいたします。
- ※ かかりつけ医がある場合は、あらかじめ入院する前にかかりつけ医から入院中に必要なお薬を処方していただきますようお願いします。

◇入院中の他医療機関受診について（歯科を除く）

- 診療報酬制度により、入院中（外泊期間中を含む）は主治医が必要と認めた場合以外、原則として他の医療機関への受診はできません。
- 患者さんもしくはご家族の方がかかりつけ医にお薬をもらいに行くことも原則できません。（入院中にかかりつけ医からもらっていたお薬が不足した場合、当院で処方することが原則となっています。）
- ※ 急なご入院でお困りの際は、医師または看護師へご相談ください。

【貴重品】

現金・貴重品・テレビカード等は紛失盗難の恐れがあります。病室から離れる時は、携帯されるか床頭台の金庫をご利用ください。

万一、院内で紛失や盗難があっても当院は一切責任を負いません。

【病 衣】

病衣は、病院で貸し出しています。(有料：1日40円(税別))

夏期は週3回、その他の期間は週2回交換いたします。

病衣貸与を希望する方は「病衣貸与申込・同意書」を記入し病棟スタッフステーションに提出してください。

病衣貸与を退院以外で中止される場合は、「病衣貸与中止届」を提出してください。

【アメニティセット】

紙オムツに関しては業者が取り扱っています（業者との直接契約となり、入院費には含まれません）。必要な方は「アメニティセット申し込み書兼同意書」に記入し病棟スタッフステーションに提出してください。ご自身で用意される方はこの限りではありません。

【病 室】

病室は4人室が標準です。

個室をご希望の患者さんは病棟看護師にご相談ください。

ご希望により個室を利用する場合は、「特別療養環境室（差額ベット）入室申込書」を記入のうえ、室料（保険適用外）をお支払いしていただきます。なお、室料は入室日および退院日についてもそれぞれ1日分の料金がかかりますので、ご承知ください。（深夜0時を超えると2日分の料金となります。）

空室状況によりましては必ずしもご希望に添えない場合があります。また、患者さんの状態により部屋の移動をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

区 分	設 備	室料（1日につき）税別
個室S※ ¹	テレビ・冷蔵庫・トイレ・シャワー	9,000円
個室A	シャワー・トイレ	6,000円
個室B※ ²	トイレ	4,000円
2人室	設備無し	2,000円

※1 南4階・南5階・南7階・北6階病棟のみ（左記以外の病棟には個室Sはありません）

※2 南4階・南5階・南6階・北5階病棟のみ（左記以外の病棟には個室Bはありません）

【駐車場についてお願い】

駐車場内での物損事故・盗難等につきましては、当院では一切責任を負えないため、入院中の駐車はご遠慮ください。

患者さん・ご家族の医療参加へのご協力をお願い

【お名前の確認】

点滴、注射、採血、輸血、検査などの際には、その都度、ご自身でお名前を名乗っていただき、確認させていただきます。

【リストバンドの装着】

入院患者さんには、お名前を記入したリストバンドを装着させていただきます。これは、入院患者さんの手首（または足首）にやわらかいバンドを装着していただくことにより、ご本人の確認を行うものです。

【危険物の持込】

刃物（カミソリ・ハサミ等）の持ち込みは、制限させていただきますのでご了承ください。

【感染防止】

食事の前、トイレの後、外出の後などには、必ず手洗いを行ってください。
各病室出入口には、手指消毒剤を設置しておりますのでご利用ください。

入院生活

- ・入院中は、病気の治療・療養に専念していただき安静にして、より良い入院生活をすごしていただきますようご協力をお願いします。
- ・患者さんの状態に応じて病室及び病棟を移動していただくことがあります。
- ・患者さんやご家族と十分な情報を提供し合い、お互いの理解を得ながら診療を行っております。診療に関する疑問、不明な点があれば遠慮なく担当医師、看護師等に申し出てください。
- ・病室表示、面会案内を希望しない患者さんは「病室表示・面会案内申し出書」（3ページ）を病棟スタッフステーションに提出してください。
「面会案内希望しない場合」はご家族にも病室案内はしません。
- ・付き添いは原則として必要はありません。
ご希望される場合は病棟看護師にご相談ください。
- ・電話による患者さんに関するお問い合わせはお受けできません。
また、入院患者さんへの電話の取次ぎは、緊急以外はご遠慮ください。
- ・治療に専念できない場合や他の入院患者さん・職員に迷惑行為等がある場合には、入院の継続ができない場合があります。
また、病院からの貸与品などを破損・紛失した場合は弁償していただくことがあります。
- ・外出外泊は、医師の許可が必要となります。やむを得ず外出外泊を希望される方は、担当看護師に申し出ていただき、「外出・外泊許可申請書」を提出していただきます。
※原則として治療中の外出外泊は出来ません。

- ・診療報酬制度により、入院中の主となる疾患に関連しない治療は、緊急時と担当医師が必要と判断した場合を除き、原則として退院後に改めて治療していただくことになります。

【携帯電話等】

携帯電話は許可されている区域にてご使用ください。病室ではマナーモードをお願い致します。又、病室内での通話は御遠慮ください。

なお、職員が使用しているPHSは医療用のため、医療機器への影響はありません。

【その他】

パソコン（デスクトップ型・ノート型・タブレット型）、ゲーム機（据え置き型・携帯型）、ポータブルDVD等の持ち込みはできません。

【コインランドリー】（有料※）

各病棟にコインランドリーが設置されております。

※洗剤は御持参下さい。

※テレビカードでの支払いも可能です。

【非常時】

非常時は職員の指示に従って行動してください。

【敷地内禁煙】

当院は敷地内（駐車場及び敷地に面する道路含む）禁煙です。

【病院内における録音・撮影】

当院は原則として、院内での録音や撮影をすることはできませんのでご了承ください。

【テレビ】

備え付けテレビを視聴（入院案内放送以外）するには、各階（南3階病棟は除く）に設置してあるカード販売機でテレビカードをご購入ください。（1枚1,000円で16時間視聴できます。）

テレビカードの精算は、入院棟1階エントランスモールの精算機で精算してください。

テレビの視聴は、イヤホンを使用してください。

※イヤホンの販売機（100円）は入院棟1階エントランスモール・4・5・6階デイルームに設置してあります。

【入院案内放送】

各病室のテレビでは入院案内放送（無料10チャンネル）がご覧になれます。

また、入院生活を安全に過ごしていただくために転倒転落防止対策のビデオ放映をしていますので、必ずご覧ください。

【冷蔵庫】

使用にはテレビカードが必要です。引き出し左横の冷蔵庫スイッチを押すと稼働します。24時間で100円引かれます。使い方の詳しい説明は、床頭台の引き出しにありますのでご覧ください。

転倒・転落事故防止についてお願い

当院では、日頃から転倒・転落事故防止に努めておりますが、入院後に思いがけない転倒・転落事故が起こることが少なくありません。これは入院生活をする環境が住み慣れた家庭とは異なること、病気やけがによる体力や運動機能・認知力の低下などが誘因となります。入院中において、転倒・転落を起こさず安全で快適な入院生活を送っていただくためには、ご本人とご家族そして、職員との相互協力が必要となりますので、よろしくお願いいたします。また、入院の際には履きやすく、滑りにくい踵のある履物を準備していただくことをお勧めいたします。

消灯時間

消灯時間は21時です。消灯後はお静かにお願いします。

食 事

食事の時間は 朝食8時 昼食12時 夕食18時

- ・ 当院では、患者さん個々の病状に適した食事の提供に努めています。
- ・ 治療の一環として管理栄養士による栄養指導を実施しています。
- ・ 飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

【栄養サポートチーム（NST）】

入院中の栄養状態を把握し、低栄養状態の患者さんに対し、専門的知識を有する医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・言語聴覚士・検査技師などの多職種で疾患の治癒促進及び感染予防や生活の質の向上を目的に取り組んでいます。

担当医師が必要と判断した患者さんに対し、栄養サポートチームが週に1度ベッドサイドに伺い継続的に栄養面からサポートをしていきます。

面 会

- ・ 面会時間は13時～19時です。
患者さんの安静と療養のために面会時間以外の面会はお断りします。
- ・ 入院棟1階救急入院受付で「お見舞い・面会カード」を記入し、病棟確認後、面会プレートを付けて面会をお願いします。
面会プレートは、お帰りの際に入院棟1階救急入院受付にある返却箱へお返してください。
- ・ 南3階病棟（HCU）・南6階病棟に行かれる方は感染防止のため必ずマスクをつけてください。マスク自動販売機は入院棟1階エントランスモール、南3階病棟（HCU）・南6階病棟に設置してあります。
- ・ 風邪症状（咳、発熱、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、下痢等）のある方や多人数の面会はご遠慮ください。なお、感染症流行時（インフルエンザ等）には院内感染防止のため、面会者のマスク着用及び面会制限を行う場合もあります。
また、小学生以下の面会は、できる限り控えていただくようお願いいたします。
- ・ 各病棟のデイルームをご利用ください。
- ・ 病室での面会は同室の方の迷惑にならないようにご配慮ください。
また、病室での飲食はご遠慮ください。

【病棟出入口施錠について】

病棟出入口は、21時～6時まで自動的に施錠されます。施錠時間帯に病棟へお入りになる際には、病棟入口横にあるインターホンでお知らせください。

入院費の支払

- ・入院中は月末締めで、翌月の10日頃に「納入通知書」を病室へお届けします。お手元に届きましたら1週間以内にお支払いをしてください。
- ・退院は原則午前中となっておりますので、ご協力をお願いいたします。
- ・退院される患者さんには「納入通知書」を退院時にお届けしますのでお支払いをお願いします。土・日・祝祭日の退院につきましては後日連絡をさせていただきます。

支払い窓口

入院棟1階支払窓口 (救急入院受付) 24時間支払可能
入院棟1階エントランスモール (自動精算機) 月～金 9時～16時

- ・お支払いにはクレジットカードもご利用できます。
※クレジットカードを自動精算機でご利用される場合は、暗証番号が必要となります。
※取り扱いクレジット会社は上記窓口でお尋ねください。
- ・領収書は所得税の医療費控除申告等で必要になりますので大切に保管してください。再発行は、いたしませんのでご注意ください。
- ・入院費は看護・食事・寝具を含む、健康保険法の療養費及び入院時食事療養費の算定基準により算出した額となります。
当院は平成20年7月1日厚生労働省より診断群分類別包括評価(DPC)の対象病院に指定されました。これに伴い、入院費の算定方法が病名・治療行為等をもとに定めた分類(診断群分類)による包括評価方式となりました。一部保険・治療内容等により該当しない場合もあります。
- ・入院費のお問い合わせは入院事務担当または入院棟1階救急入院受付にお尋ねください。

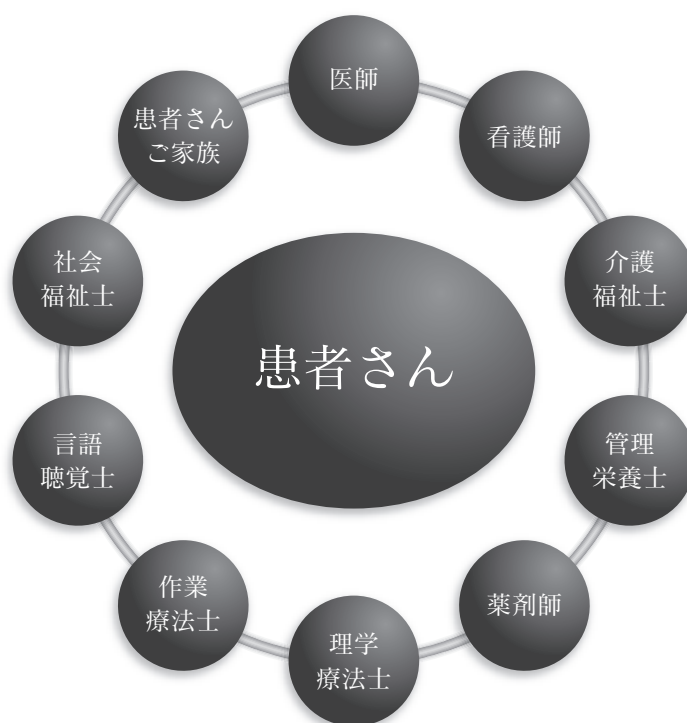
生命保険会社等の診断書・入院証明

- ・入院期間中のお預かりはしていません。退院日以降に入院棟1階救急入院受付または外来棟1階受付にお申し込みしてください。
- ・生命保険会社等の提出先によって指定された用紙がある場合は、指定の用紙をご持参ください。

回復期リハビリテーション病棟（北2階病棟）のご案内

●回復期リハビリテーション病棟について

急性期治療を終えて、症状が安定した患者さんやご家族の考えをお聞きしながら目標を立て、食事、更衣、排泄、移動、会話などの日常生活動作をできるかぎり自分の力で行えるように患者さん一人ひとりにあったリハビリテーションを計画し進めていきます。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士など専門性の高いスタッフがチームとなってサポートし、質の高いリハビリテーションを行っていきます。



●対象となる方について

入院対象疾患
①脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷などの発症又は手術後2ヶ月以内
②大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は2肢以上の多発骨折発症後又は手術後2ヶ月以内
③外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有し、発症後又は手術後2ヶ月以内
④大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経・筋又は靱帯損傷後1ヶ月以内
⑤股関節又は膝関節の置換術後1ヶ月以内

※上記疾患名以外の方は、回復期リハビリテーション病棟には入院できません。

●入院費用について

急性期病棟と同じく医療保険、高額療養費の対象となります。

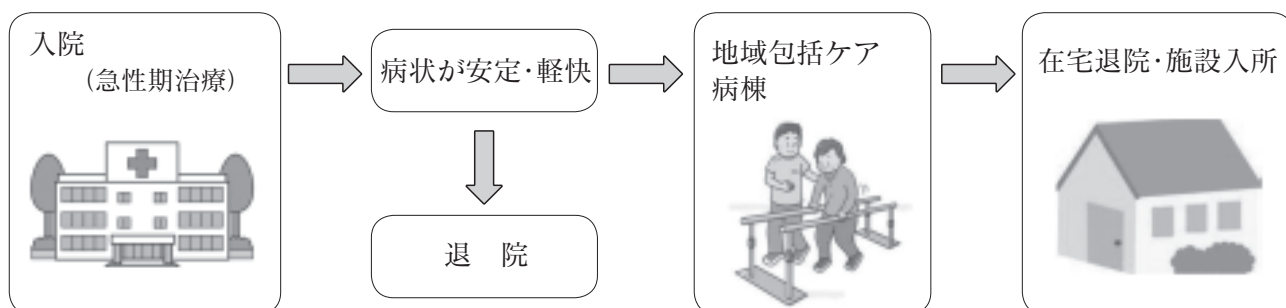
差額ベッド・病衣・おむつ代など保険診療対象外のものの費用は含みません。

地域包括ケア病棟（南7階病棟）のご案内

●地域包括ケア病棟について

急性期治療（手術直後や発症後早期の治療が必要とされる時期）を経過し、病状が安定した患者さんに対して医師や看護師・リハビリスタッフ・相談員等が、患者さん・ご家族と協力し、在宅や介護施設への復帰に向けた医療・支援を行い、安心してご退院いただけるようサポートをさせていただきます。

退院後の生活や介護サービス、施設等の利用、入所等に向けた支援をさせていただきます



●対象となる方について

在宅・介護施設への移行が可能予定の方で、急性期病棟から地域包括ケア病棟へ移動していただく場合は、主治医が判断し患者さん・ご家族の方に提案をさせていただきます。ご了解いただいた場合、地域包括ケア病棟に移動して引き続き入院となります。主に次のような患者さんが対象です。

- ◆継続したリハビリが必要になる方
- ◆入院治療により症状は改善したがもう少し経過観察等が必要な方
- ◆退院へ向けた療養準備が必要な方

●入院費用について

急性期病棟と同じく医療保険、高額療養費の対象となります。

差額ベッド代・病衣・おむつ代など保険診療対象外のものは費用に含みません。

病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断した場合、急性期病棟にお部屋を移動していただくことがあります。

患者さんの声 (ご意見箱)

より良い病院づくりのために患者さんやご家族からの率直なご意見ご要望をいただきたいと考えご意見箱を設置しています。

患者支援センター —医療福祉・医療安全・患者サポート相談窓口—

入院時から退院後の様々な問題、心配事や悩み事について、患者さんやご家族のお力になれるように担当職員が相談（秘密厳守）をお受けし、サポートいたします。（相談無料）医療福祉・医療安全相談をご希望される方は、病棟看護師にお話していただくか、添付の申し込み用紙（18ページ）に記入して病棟看護師にお渡しください。

また患者さんやご家族の相談窓口を入院棟 1 階患者支援センター総合相談室に設置しておりますのでお気軽にお越しください。

◇医療福祉相談

- ・介護保険、社会福祉制度等の利用についての相談
- ・心理的、社会的、医療費などの経済的な悩みや不安についての相談

◇退院後の生活・転院相談

- ・退院後の在宅医療や介護サービス、施設等の利用相談や紹介
- ・地域医療機関等への転院や施設等への入所相談や連絡調整

◇医療安全

- ・診療に関する心配や疑問、不明な点について
- ・入院や通院に対する意見、苦情など

◇その他

- ・患者会や家族会のご紹介
- ・セカンドオピニオン外来について

相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 8時30分～17時
相談窓口：入院棟 1 階 患者支援センター総合相談室（患者サポート相談窓口）

緩和ケアセンター・がん相談支援センター

【緩和ケアセンター】

緩和ケアセンターは、すべてのがん患者さんやそのご家族に対して、診断時からより迅速かつ適切な緩和ケアを切れ目なく提供するために、「緩和ケアチーム」「緩和ケア外来」「緩和ケア病床」等を統括し、医師・看護師を中心とした多職種が連携した緩和ケアに関するチーム医療を提供します。

☆緩和ケアとは

がんなどの病気にともなう体や心のつらさを和らげ、患者さんやご家族にとって可能な限り良好なQOL（人間がより人間らしく生きていくこと）を実現させるための医療です。

「緩和ケア」＝「終末期医療」ではなく、病状のどの時期においても行なわれる医療です。

◇緩和ケアチームの支援内容

- ・身体症状、精神的症状の緩和
- ・栄養指導
- ・筋力の低下を防ぐ方法、むくみに対する指導
- ・経済的、社会的な問題のお手伝い

定期的に担当者が病室でお話を伺い、チーム内で状況を検討し、より良い医療やケアを目指します。

入院中の患者さんやご家族に限らず、退院後の相談にも応じます。（相談無料）

緩和ケアチームについてのお問い合わせは病棟看護師へお願いします。

【がん相談支援センター】

当院は地域がん診療連携拠点病院となっており、看護師・相談員が患者さん・ご家族の不安や疑問に対応するための情報提供を行います。

また、プライバシーを尊重した上で相談を伺い、安心して医療が受けられるよう支援します。（相談無料）

◇がん診療に関する相談

- ・がんのつらい症状（痛み・吐き気・むくみ・不安など）に対する相談
- ・処方されたお薬に対する相談（抗がん剤の副作用・痛み止めなど）
- ・退院後の不安や心配事についての相談
- ・患者さんを支えるご家族の悩みや不安などの相談
- ・がんの診断・治療の情報提供（例 医師から受けた説明がよくわからない。がんの治療について等）

◇がん診療地域協力病院・医院紹介

◇セカンドオピニオンについての紹介

◇患者会の紹介・支援

相談時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く） 8時30分～17時

相談窓口：入院棟1階 緩和ケアセンター

医療福祉・医療安全相談用紙

ご相談がありましたら、この用紙にご記入のうえ、職員にお渡しください。

担当者から申し込まれた方へ連絡させていただきます。



この点線に合わせ3つ折にしてください

令和 年 月 日

北・南 () 階 号室

患 者 氏 名 _____

申し込み者氏名 _____ 続柄 (本人 :)

連絡先(TEL) 自宅 _____

携帯 _____

(相談内容) 該当するところに☑をしてください。

- ☐ 1. 医療費など経済的な心配がある。
- ☐ 2. 家族、人間関係で心配なことがある。
- ☐ 3. 不安・恐れ・イライラなど心理的なことがある。
- ☐ 4. 退院後の生活や社会復帰に不安がある。
- ☐ 5. 介護保険・社会福祉制度等の利用について知りたい。
- ☐ 6. 同じ病気の友の会・家族会について知りたい。
- ☐ 7. 診療に関する疑問・不明な点など知りたい。
- ☐ 8. その他内容についてご記入ください。

(_____)

患者支援センター ←

* 医療福祉・医療安全相談用紙 *

患者の権利と責務

公立藤岡総合病院では「地域住民から信頼される医療」を病院理念とし、患者さんと病院職員との信頼関係を築き、より良い医療を提供するため、患者さんの権利と責務を定めています。

当院はこれを遵守し、患者さんの医療に対する主体的な参加を支援していきます。

権 利

1. 誰でも、どのような病気にかかった場合でも、一人の人間として尊重され公平な医療を受けることができます。
2. 病気、検査、治療の見通しなどについて、わかりやすい言葉で十分な説明と情報提供を受けた上で、治療法などの診療計画を自分の意思で決めることができます。
3. 納得できる医療を受けるために、担当医師以外からも意見を聞く（セカンドオピニオン）ための情報提供を求めることができます。
4. 意思表示のできない方や子供についても、理解度や年齢に応じた方法で十分な意思の疎通がはかられます。
5. プライバシーが尊重され、診療上得られた個人情報、は、保護されます。

責 務

1. 良質な医療を実現するため、患者さん自身の身体に関する情報は医師をはじめ医療提供者に対して正確に伝えてください。
2. 納得できる医療のために、十分な理解と合意の上で、検査や治療などを受けてください。よく理解できない時は、十分理解できるまで質問してください。
3. 病院の規則や医療者の指示に従う責務があります。
4. 病院内では、他の患者さんの権利を侵害せず、静粛を保ち迷惑行為をしないでください。

説明と同意確認書へ署名する前に

予想される合併症や偶発症については説明しますが、極めて稀なものや予想外のものもありすべての合併症や偶発症の可能性を言い尽くすことはできません。

過失がなくとも重大な合併症や事故が起こります。診療行為とは無関係な病気や加齢に伴う症状が診療行為の前後に発症することがあります。

合併症や偶発症が起これば、もちろん治療には最善を尽くします。

こうした危険があることを承知した上で同意書に署名してください。疑問がある時は、納得できるまで質問してください。納得できない場合は無理に結論を出さずに他の医師の意見を聞くことをお勧めします。その際に必要な資料は提供いたします。

他の医師の意見を求めることで不利な扱いを受けることはありません。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当院は信頼の医療に向けて、患者さんに良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者さんの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当院が患者さんの個人情報を収集する場合、診療・看護および患者さんの医療にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2. 個人情報の利用および提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

◎患者さんの了解を得た場合

◎個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合

◎法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合等を除き、患者さんの許可なく、その情報を第3者²に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の「診療情報開示規程」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も「個人情報保護条例」に従い、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や患者さんの個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

窓口「入院棟1階 総合相談室（患者サポート相談窓口）」

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

- 1 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。
- 2 第3者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。
- ※ この方針は、患者さんのみならず、当院の職員および当院と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取扱います。

患者さんの個人情報の利用目的

1. 院内での利用

- ・ 患者さんがお受けになる医療サービス
- ・ 医療保険事務
- ・ 患者さんに関係する管理運営業務（入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上）
- ・ 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

2. 他の事業所などへの情報提供としての利用

- ・ 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務等の業務委託、その他の業務委託
- ・ 患者さんのご家族への病状説明
- ・ 医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）
- ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関への提出物
- ・ 関係法令に基づいて事業者等から委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- ・ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ・ がん登録への情報の登録及び利用
- ・ 労災保険診療費受け取りに伴う支援事業への情報提供
- ・ その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ・ 医学系教育（臨床実習・医療従事者の研修）
- ・ 医療の質の向上のため、学会・大学・医学誌等への情報提供
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 外部医療データ分析機関（一般社団法人National Clinical Database、日本消化器内視鏡学会（JED）、日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）、Quality Indicator/Improvement Project、株式会社メディカルデータビジョン、株式会社グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン）への情報提供

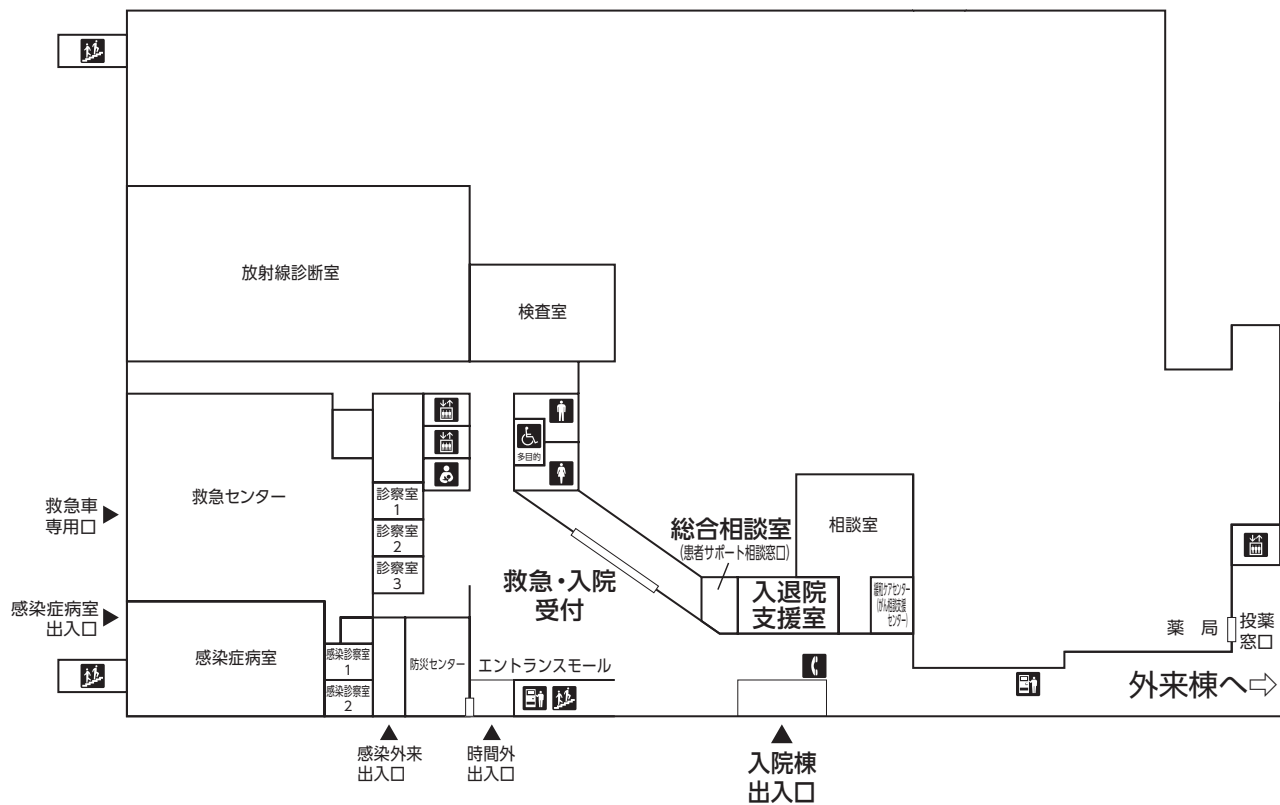
急性期医療

当院は、急性期医療を担う病院として救急医療体制を整備し、地域の医療機関との機能分担・連携を図りながら、地域から信頼される病院づくりに取り組んでいます。急性期の治療が終了した方や慢性期に移行して継続的な治療が必要な方は、担当医の判断のもと病状や状況によって適切と思われる医療機関を紹介させていただくこともあります。退院・転院に対してご心配のある方は主治医・病棟師長、もしくはソーシャルワーカー（相談員）へご相談ください。

研修医師・実習生についてご協力をお願い

当院は臨床研修病院として研修医師をはじめとする多数の学生が研修、実習を行なっております。地域全体で将来の地域医療を担う医師をはじめとする医療関係者の育成に患者さんのご理解・ご協力をお願いします。

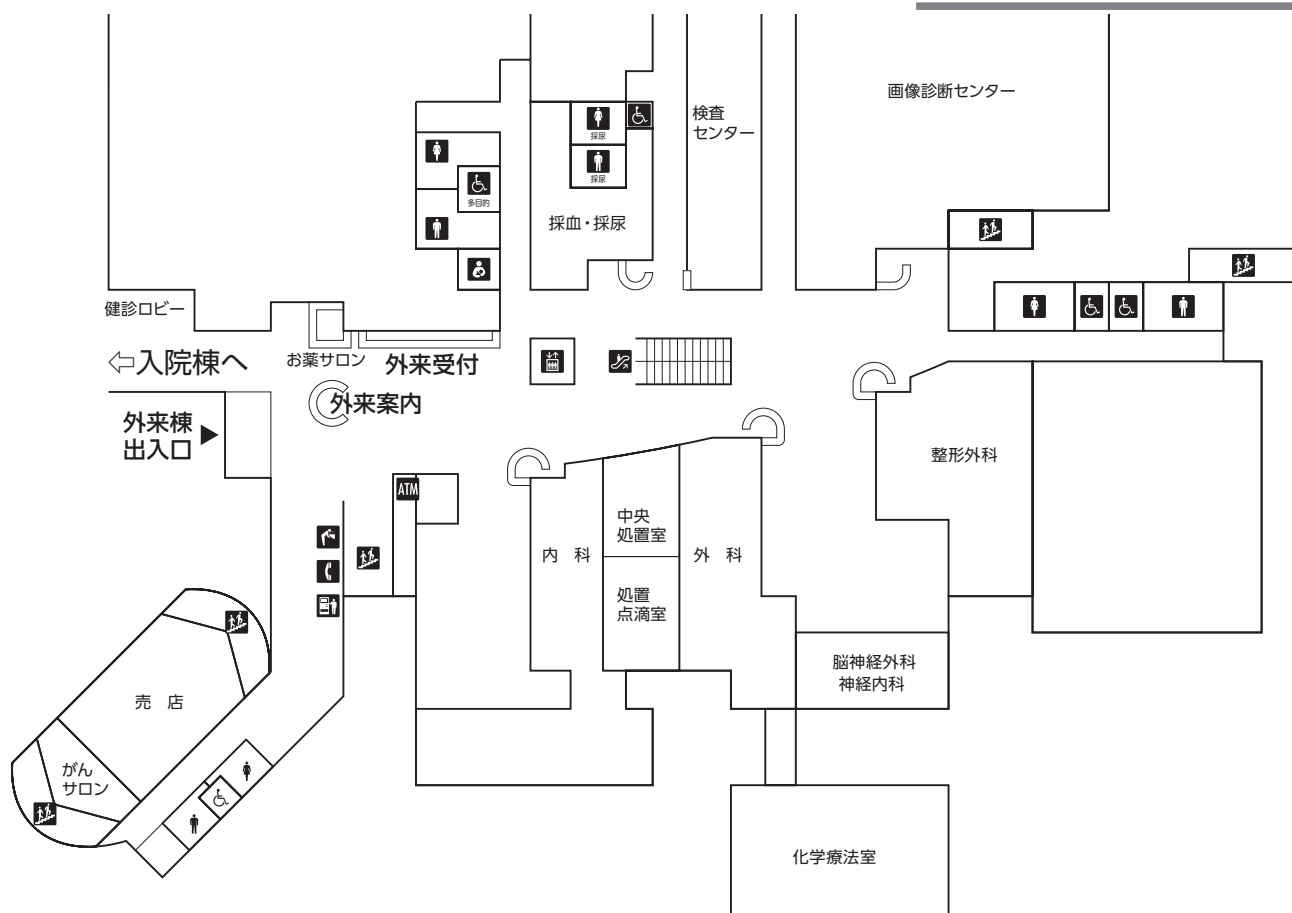
入院棟 1 階



入院棟 2 階



外来棟 1 階



売店／年中無休

平日 7:30～20:00

土日祝 8:00～18:00

レストラン／平日9:00～16:00

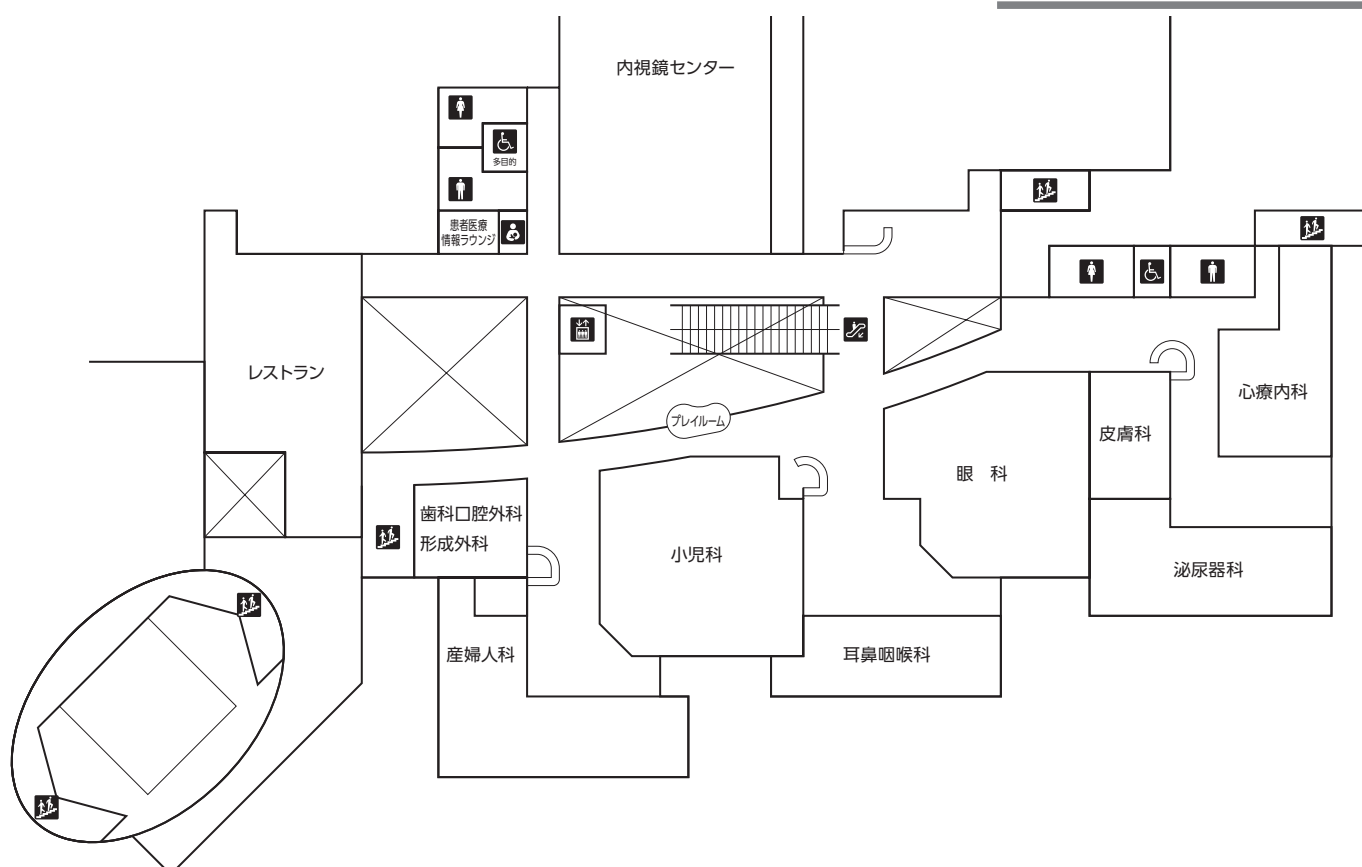
現金自動預け払い機(ATM)

しのめ信用金庫

月～金 8:30～18:00

(土・日・祝日除く)

外来棟 2 階





公立藤岡総合病院までの交通ご案内

- JR八高線北藤岡駅から徒歩で28分
- JR高崎線新町駅から車で10分
- JR高崎線高崎駅から車で27分
- 上信越自動車道藤岡インターから車で5分

お願い

入院の際はなるべく患者さんの車の乗り入れはご遠慮ください。



多野藤岡医療事務市町村組合
公立藤岡総合病院

〒375-8503 群馬県藤岡市中栗須813-1
TEL.0274-22-3311 ● FAX.0274-24-3161
<http://www.fujioka-hosp.or.jp>

訪問看護ステーション はるかぜ

〒375-8503 群馬県藤岡市中栗須813-1
TEL.0274-24-6615 ● FAX.0274-22-6812

介護老人保健施設 しらすぎの里

〒375-0015 群馬県藤岡市中栗須519-2
TEL.0274-24-6633 ● FAX.0274-24-6634